

■ INFORMATION

2025 年 11 月 28 日

東陽 EMC エンジニアリング

高周波利用設備(イミュニティ試験設備)測定対応のお知らせ

平素は、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年 6 月に総務省より「各種イミュニティ試験設備の電波法における扱いについて」との文書にて、イミュニティ試験設備も高周波利用設備の設置申請が必要であることがあらためて通知されました。

電波法や電波法施行規則では、10kHz 以上で 50W を超える高周波出力を使用する設備について、原則として個別に設置許可を受けるよう定めており、イミュニティ試験設備もこの法令や規則に従って申請することが必要となります。

東陽 EMC エンジニアリングでは、従来から高周波利用設備の適合確認用測定において豊富な経験と実績を持っております。

イミュニティ試験設備の適合確認の測定にも対応しておりますので、設備の申請をご検討の際は是非弊社をご利用いただけますよう、お問い合わせをお待ちしております。

【お問い合わせ】

営業部 電話 : 044-751-5331
メール : sales@tee.toyo.co.jp

以上